

## 第21回

### 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月10日(火) 午後1時30分から午後5時00分

2. 開催場所 糸島市役所 1号会議室

3. 出席委員(19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議事

- 議案第170号 農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について
- 議案第171号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
- 議案第172号 非農地証明願について
- 議案第173号 農地所有適格法人の適格確認について
- 議案第174号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第175号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第176号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第177号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)

議案第178号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議案第179号 糸島市住宅に付属する農地指定申請について

議案第180号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の買入れ協議に係る要請について

#### 6. その他

- 1) 農地法第3条の規定による許可の取り消し願について（報告）
- 2) 新規就農ヒアリング資料について
- 3) 農地対策委員会B班報告について
- 4) 農政対策委員会報告について
- 5) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（10月認定分の資料）
- 6) 今後の予定について
- 7) その他

#### 7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	秋	山	順	二
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	芝	崎		僚

事務局 西原職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。よろしくお願いいたします。

職務代理者 皆さん、こんにちは。  
稲刈りも終わりだと思えますけど、今年の収量はどうだったでしょうか。そしてまた、新型コロナが徐々に増えておりますので、これにも十分注意しながら過ごしてもらいたいと思います。

それでは、ただいまより第21回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は委員の全員が出席しております。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在19名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局 ありがとうございます。

会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長 ——— 省 略 ———

それでは、議事録署名人を指名いたします。議事録署名人に東司時隆委員と井上孝治委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の2ページをお願いいたします。

議案第170号「農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について」御審議をお願いいたします。

それでは、受付番号1番から説明させていただきます。

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

あっせんの成立につきましては、1万5,000平米ということでございます。1番につきましては、5,000平米程度の経営地購入ということ

で成立することになります。

以上、2人の方から譲受候補者登録申出が出ております。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地元委員のほうから、この方につきまして、分かる範囲でよろしいので。

農業委員 この方は、ここ20年ぐらいは礫耕トマト専門で農業経営をやっておられましたが、一昨年、面積を50アールほど減らして、礫耕トマト約30アールに減らしております。

経営の改善により、余力ができたということで面積を増やしたいということで、売地でもあればということで申出がっております。

議長 それでは、2番につきましてお願いします。

副会長 この方は、親がもう85になられる。それで、今までキャベツをずっとしてきてあったんですが、2年ぐらい前から減らしてあったんですが、孫さんが跡を継いでから農業をしたいということになりまして、また昔のようにキャベツをしていきたいという方向になられましたので、今から農地を買っていきたいという希望です。今のところ3人でやってあります。以上です。

議長 ただいま地元の農業委員さんのほうから説明がありました。  
ほかに何か質問か何かありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。  
候補者名簿の登録に賛成される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。

議長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の3ページをお願いいたします。

議案第171号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」が出ております。あっせん委員の選任並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

それでは、受付番号1番から説明いたします。

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

場所につきましては、議案書の4ページに地図をつけております。

続きまして、受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議案書の6ページに地図を載せております。

以上、2件でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、あっせん推進委員さんを指名いたします。

**【地区別にあっせん委員を指名】**

譲受候補者の選定につきまして、今から時間を取ります。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

議 長

それでは、譲受候補者の発表をお願いいたします。

まず、1番からよろしくお願いいたします。

推進委員

**【候補者名読み上げ】**

議 長

続きまして、2番の譲受候補者の発表をお願いいたします。

推進委員

**【候補者名読み上げ】**

議 長

それでは、事務局のほうより、もう一度確認をお願いいたします。

事務局

**【あっせん委員及び譲受候補者の読み上げ】**

議 長

それでは、あっせん成立に向けてよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の 8 ページをお願いいたします。

議案第 172 号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、番号 1 番の報告をお願いいたします。

推進委員

報告させていただきます。

議案第 172 号「非農地証明願について」を報告いたします。

10 月 29 日に現地の調査を行いました。

それにつきまして、まず受付 1 番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議案書の 13 ページのほうに地図が載っております。

現在、2 筆ありまして、幅 1 メートルほどの細長い土地で、北側は住宅地、南側は農地との水路で区分されたような周囲の状況であります。

よって、復元しても継続して利用することができないと見込まれていまして、判断基準により、農業委員さん 3 名以上で現地の確認を行っていただき、判断を委ねたいという意見でまとまりました。

議 長

それでは、1 番に関しましては調査部会のほうより現地を確認しております。調査部会長のほうより早速報告をお願いいたします。

調査部会長

受付番号 1 番の 2 筆につきまして、審議結果を報告いたします。

農地の所在と位置関係は省略いたします。

審議結果、非農地調査の報告があったように、現地は 2 筆合わせて幅 1 メーター、延長が 50 メーターほどある細長い形状で、北側は住宅、南側は水路で分断されています。

現地の状況から、第 1 調査部会では、非農地調査のとおり、農地としての継続利用は困難であるため、認定相当と判断しています。以上、報告します。

議 長

ありがとうございました。

それでは、今月はかなり件数が多くございます。それで、1 筆 1 筆ごとに違うところがありますので、番号ではなく、1 筆 1 筆ごとにチェックを

願えたらと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、2番、6番、11番につきまして、推進委員お願いいたします。

推進委員

受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

審査結果、議案書の15ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の3ページと4ページをお願いします。

現地は竹林化しており、農地としての復元が困難であると言える状況でしたので、非農地であるという意見でまとめられました。

受付番号6番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議案書の23ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の11ページと12ページをお願いします。

現地は住宅建築のため、転用許可が下りた農地からの分筆地であり、雑草もほとんどなく、耕作可能な状況でした。

この申請については、非農地とは認められないという意見でまとめられました。以上です。

受付番号11番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

審査結果、議案書の34ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の22ページと23ページをお願いします。

現地は多少の雑草は見られるものの、耕作可能な状況でした。

この申請については、非農地とは認められないという意見でまとめられました。以上、報告します。

議 長

ありがとうございました。

それでは、3番につきましてお願いいたします。

推進委員

議案書の8ページとなります。

10月29日に現地調査を行いました。

受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

審査結果、議案書の17ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の5ページと6ページをお願いします。

1筆は雑草が茂っていましたが、草を刈れば耕作可能な状態でしたので、非農地であるとは認められないという意見でまとめました。ほか3筆はいずれも山林化しており、農地としての復元が困難であるという状態でしたので、非農地であるという意見でまとめました。以上、報告します。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

推進委員

議案書の9ページとなります。

10月29日に現地調査を行いました。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

審査結果、議案書の19ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の7ページと8ページをお願いします。

1筆はかつお菜が植え付けられており、非農地であるとは認められないという意見でまとめました。2筆についてはいずれも竹林化しており、また、一部に杉の植林もあったため、農地としての復元が困難であるという状況でした。非農地であるという意見でまとめました。

議 長

ありがとうございます。

それでは、番号5番と7番につきまして、お願いいたします。

推進委員

議案書の9ページとなります。

10月29日に現地調査を行いました。

受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

審査結果、議案書の21ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の9ページと10ページをお願いします。

現地はセイタカアワダチソウが茂っており、周囲の木を伐採した際に発生したと思われる枝や木片が入った状態でした。草と枝の状況により耕作は可能と判断されました。



現地は、昭和53年に農地法5条許可が出ていることを確認しています。転用目的は自己住宅です。この申請については非農地と認められないという意見でまとまりました。

議案書の10ページとなります。

受付番号7番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

審査結果、議案書の25ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の13ページと14ページをお願いします。

現地は草が茂っていましたが、草を刈れば耕作可能という状況でした。

この申請については非農地とは認められないという意見でまとまりました。以上です。

議 長

それでは、8番をお願いいたします。

推進委員

受付番号8番、議案書の10ページとなります。

10月29日に現地調査を行いました。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

審査結果ですが、議案書の27ページの地図をお願いします。それと現地調査資料の15ページから17ページをお願いします。

申請が5筆ありました。3筆については杉やクヌギの植林があり、農地の復元が困難であるという状況でしたので、非農地であるという意見でまとまりました。残り2筆は雑草もほとんど生えておらず、耕作可能な状況でしたので、非農地とは認められないという意見でまとまりました。以上、報告します。

議 長

ありがとうございます。

それでは、9番をお願いいたします。

推進委員

議案書の11ページとなります。

10月29日に現地調査を行いました。

受付番号9番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

審査結果、議案書の30ページの地図をお願いします。そして、現地調

査説明資料の18ページと19ページをお願いします。

現地は竹林化しており、農地としての復元が困難であると言える状況でしたので、非農地であるということで意見がまとまりました。以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、番号10番をお願いいたします。

推進委員

議案書の11ページとなります。

10月29日に現地調査を行いました。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議案書の32ページの地図をお願いいたします。写真のほうは資料の20ページ、21ページ。

現地としては、JAの育苗センターの近くになります。現地はいずれもヒノキの植林があり、農地としての復元が困難であると言える状況です。ヒノキ、孟宗、雑木が林立しており、入り込む隙がないくらいです。以上より、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告します。

議長

ありがとうございます。

続きまして、番号12番をお願いいたします。

推進委員

議案書の12ページとなります。

10月29日に現地調査を行いました。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

審査結果、議案書の36ページの地図をお願いします。また、現地説明資料の24、25ページをお願いします。

現地は竹林化しており、農地への復元は困難であると認められましたので、非農地であるという意見で一致いたしました。以上です。

議長

ありがとうございました。

いろいろあって分かりにくかったとは思いますが、ちょっと整理、報告のあったことを整理したいと思います。

認定相当と報告があったのが1番、2番、9番、10番、12番、そして3番の3筆、そして4番の2筆、そして8番の3筆が認定相当だというふうに報告がなされました。

非認定相当と報告されたのが、5番、6番、7番、11番、3番の1

筆、4番の1筆、8番の2筆が非認定相当だというふうに報告がありました。

これにつきまして、皆さんの御意見、質問をお伺いします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に移ります。

まず、認定相当ということで1番、2番、9番、10番、12番、そして3番の3筆、それと4番の2筆、それと8番の3筆を認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、非認定相当と思うところが5番、6番、7番、11番、そして3番の1筆、それと4番の1筆、8番の2筆、これが非認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

ありがとうございました。

議 長

それでは、次に移ります。

事務局

議案書の38ページをお願いいたします。

議案第173号「農地所有適格法人の適格確認について」御審議をお願いいたします。

こちら、事務局のほうから説明いたします。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

39ページについて御審議ということになりますけれども、こちらの内容につきまして御説明いたします。

(1) 番の法人形態要件でございますが、こちら株式会社ということで、41ページに資料をつけています。併せて株式の譲渡制限があるかというところにつきましては45ページの定款第7条に制限を設けておりま

すので、(1) 番につきましては④に該当する株式譲渡制限のある株式会社だということで適当と考えております。

(2) 番の事業要件でございますが、こちら41ページの履歴事項全部証明書とか44ページの定款の2条に記載しておりますとおり、農業とか農産物の製造、加工など記載がありまして、①に該当すると。

また、こちら議案書の41ページでございますが、法人設立が本年の10月1日ということございまして、農業収入が過半を超えることというところが要件になっていきますが、この件につきましては事業終了年度の決算をもってということになりますので、先送りといえますか、まだ判断ができないので認めるというところでの適合かと考えております。

(3) の議決権要件でございますが、こちら①から⑤のどれかに該当するのかというところ、いずれかに該当する場合は適当になるということになりますが、こちらは②番に該当と考えております。株式総数につきましては、定款等に掲載しておりますが、総数300株のうち290株につきましては農業収入が過半を超えない法人が、所有しているところではあります。残りの10株につきましては法人の代表者が所有という内容でございます。

45ページの定款第8条でございますが、290株所持している法人が株主総会において議決権を有しないというところで規定されております。代表者につきましては、例外的に該当する法人の場合の農業従事60日ということクリアしておりますので、100%ということで、こちらについても議決権を農業者が過半を超えるという内容に該当すると判断しております。

なお、法人の定款等を、この部分につきましては県の農林事務所のほうに内容を確認させていただいた際に、会社法の190条第2項、105条の関係で、規定上はクリアすると思えざるを得ないというような内容で、否定はできないものだということで、この定款の内容で適合するという回答をいただいております。

なお、注意というところで申し上げますと、290株の持ち株の分を仮に譲渡した場合、その方が非農家の方で過半を超えるようになると定款の変更も考えられますが、要件を満たせなくなる可能性はあるというところで、毎年の報告等でチェックをしていただきたいという内容でございました。

(4) 番の業務執行権要件でございますが、役員さんですね。40ページに、適格説明書のほうにこちらの法人の役員さんが3名記載されておりますが、いずれも60日以上というところで、直接農業従事という方が160日従事するという内容でございますので、こちらについても適合するという内容でございます。

以上、書面的な部分の適格確認につきましては、(1) から (4) につ

きましては全て適合するという内容でございます。御審議よろしくお願  
いたします。

議 長            それでは、代表者たちへ面談をしております。調査部会のほうより説  
明、報告をお願いいたします。

調査部会長        議案書の140ページに資料をつけております。140ページです。  
今回申請法人は、本年10月1日に親会社の法人から農業部門として設  
立しています。代表者は、以前から農業部門の法人の立ち上げを進めてい  
たそうです。

今回、農地所有適格法人の適性確認書と農地法第3条の売買申請が提出  
されたため、適格法人としての営農計画について面談を行いました。

営農計画については、主に水稻栽培をメインに5ヘクタールほど経営を  
拡大していきたいとのことでした。販売先については自社グループの職  
員、またグループで運営している福祉施設への提供ということでした。

第1調査部会としては、農地法に沿った農業法人となるようしっかり農  
業経営をしていただきたい、また法人が存続できるよう他の作物の作付な  
ど、収益計画をたてていただきたいと伝えています。以上、終わります。

議 長            ただいま事務局並びに調査部会長より説明がありました。  
何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長            なかったら採決に移ります。  
議案第173号の適格法人として同意される方の挙手をお願いいたしま  
す。

(全員挙手)

議 長            1時間過ぎましたので、ここでしばらく休憩に入りたいと思います。2  
時45分から始めたいと思います、この時計で。休憩に入ります。

(休 憩)

議 長            それでは、3条許可につきまして、事務局。

事務局

そうしましたら、議案書の53ページでございます。

議案第174号「農地法第3条の規定による許可申請について」御審議をお願いします。

なお、受付番号の5番と6番でございますが、議案書の127ページを御覧いただきたいんですけども、こちらは今年の9月にこの譲渡人、譲受人で3条の許可をやっておったわけでございますが、連名で3条許可の取消し願が提出されましたので、今回5番、6番が議案として上がってきたものでございます。以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

議長

それでは、3条申請につきまして、番号1番からお願いいたします。

農業委員

農地法第3条の規定による許可申請について。  
受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

こちらは新規就農で、今回の調査部会で面談をいたしまして、現地も見てまいりましたところ、借地のほうは立派に野菜とか作ってありまして、しっかり農業をしてありました。よろしく申し上げます。

議長

続きまして、番号2番をお願いいたします。

農業委員

番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議長

続きまして、3番をお願いします。

農業委員

3番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

この2番と3番につきましては、おばさんとおじさんから甥への贈与ということで聞いております。

議長

ありがとうございます。  
続きまして、番号4番をお願いします。

農業委員

はい。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

それでは、番号5番、6番につきまして、お願いします。

農業委員

受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしくお願いします。

議 長

続きまして、7番をお願いします。

農業委員

受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

続きまして、8番をお願いします。

農業委員

8番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

続きまして、9番をお願いします。

農業委員

受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

それでは、9番につきまして農業委員が対象となり、農業委員会法の議事参与の制限にかかりますので、先にこれを審議したいと思いますので、委員の退席をお願いいたします。

(退 席)

議 長            それでは、まず9番につきまして、質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長            ないようですので、採決に移ります。  
許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長            全員です。

(着 席)

議 長            それでは、受付番号1番、5、6番につきまして、調査部会のほうより面談をしております。報告をお願いいたします。

調査部会長        新規就農のため面談をしております。  
議案書の131ページに資料をつけております。  
現在53歳で、糸島市に住んでおられます。本人は福祉関係の職場を早期退職され、4年前から今の農地を借り受けて営農をされていたそうです。営農としてはブロッコリーがメインで、施設に合わせてオクラやピーマンなどの多種品目の野菜を作る計画です。

今回、地元の方々からいろいろな御指導や御協力をいただき、農業を行う上での環境が整ったということで、農地の取得や農業用機械の買取りを思い立たれたそうです。農業従事者としては本人のみではありますが、障害者施設と連携を図りながら、農作業の一部委託を行いやっていきたいとのことでした。

第1調査部会といたしましては、現地はきれいに作付されており、雑草もない状況でしたので、営農面では安心していきます。本人には休みが取れるよう事業計画を考えながらしっかりやってくださいと声をかけています。以上です。

議 長            5番、6番につきましては、先ほど面談の報告がありましたので、5番、6番につきましては省かせていただきます。

それでは、事務局のほうから審査表の説明をお願いいたします。

事務局            それでは、農地法の3条申請につきましては、こちら52ページに記載





(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、9番は採決しましたので、4番を除いた部分につきまして、許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

あと4番につきましては、ちょっとしばらくお待ちください。

この3条に関しては、申請が出てきた分について、その人の申告といたしますか、それを信じて今までずっと採決してきているんですよ。

事務局

すみません、4番の方ですけど、糸島市の農地所有は4,300ほどありまして、あとは他市の農業委員会から耕作証明が出ている分につきましては、田のほうを5筆で3,500、畑は4,397という形で借入地での耕作証明が出ておる状況でございます。

3条申請につきましては、水稻が3,500と、それから畑は玉ねぎ、ジャガイモなどを作付けするということで、作付計画の状況でございます。資料としてはこういう内容での報告になります。質問が出ました実態という部分につきましては、どこまで確認できるのかということではございますが、ちょっとこの場では出ない状況かと思いますが、先ほど議長も言われたとおり、耕作する意思がある中で、この申請がどうなのかということの御判断になるかと思えます。御審議のほうをよろしく願いいたします。

議 長

ただいま事務局が言いましたとおり、この方が耕作する意思があるということを通じて、4番の採決をしたいと思っております。

4番につきまして、許可相当であると思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の審議に移ります。事務局。

- 事務局 議案書の59ページをお願いいたします。  
議案第175号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。
- 議長 これからは調査部会のほうが調査を行っております。調査部会長のほうより報告をお願いいたします。
- 調査部会長 議案第175号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」。  
受付番号1。
- 【議案書に基づき読み上げて報告】**
- 議案書の60ページに地図が載っています。別冊の資料の26ページと27ページもお願いします。
- 周囲は河川や水路に囲まれておりますが、造成は行わず、太陽光発電施設を設置する計画です。農地区分は第2種農地であり、代替地が他にない場合、問題ありません。
- 第1調査部会としては、関係各課からも支障となる意見がないことや、ほかの農地への影響がないことから許可相当と判断しています。以上、報告を終わります。
- 議長 ただいま第1調査部会のほうより報告がありました。  
第4条につきまして、質問、意見がありましたらお願いいたします。
- (質問、意見なし)
- 議長 ないようですので、事務局のほうより審査表の説明をお願いいたします。
- 事務局 農地法第4条の規定の許可申請につきましては、57ページに記載しております一般基準と、こちら59ページに記載しております立地基準によって判断いただくこととなります。一般基準でございますが、「適当」または「該当なし」というところで問題はございません。
- 立地基準につきましては、駅から500メートル以内ということで第2種農地となります。この場合、代替地がほかにない場合、転用許可ができるという内容でございますので、書類上の審査によれば許可相当だと言えるものでございます。以上でございます。
- 議長 ただいま調査部会並びに事務局のほうより報告がありました。

ただいまより採決に移ります。  
許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

議 長 それでは、議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の66ページになります。

議案第176号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」  
御審議をお願いいたします。

議 長 5条につきましては、番号9番まで結構あります。調査部会長より説明  
をお願いいたします。

調査部会長 議案第176号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」  
報告します。  
番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

審査結果は、議案書の70ページに地図があります。それと別冊の説明  
資料の28ページと29ページに載っております。

農振区分は第1種農地ですが、集落に接続して設けられる住宅の  
ため不許可の例外に該当し、問題はありません。

第1調査部会としては、開発許可が必要な案件のため、関係各課の協議  
が必要です。また分筆後に小さな面積の農地が残りますが、周囲の農地は  
同一の所有者であり、一体利用が可能なことから許可相当と判断していま  
す。

続きまして、番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の77ページに地図が載っております。それと別冊の現地調査資  
料の30ページと31ページもお願いします。

今回、申請地のほかに宅地の転用として自己住宅の建築を計画しており

ます。農地区分は第3種農地であり、問題はありません。

第1調査部会としては、関係各課からの支障となる意見もなく、また農地は残りますが、農地への出入りは確保されており、影響もないことから許可相当と判断しております。

続きまして、受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の83ページの地図をお願いします。別冊の32ページと33ページもお願いします。

今回、申請地の農地を分筆し、農家住宅を建築されます。先ほどの農地法第3条申請の受付番号4番の北側になります。農地区分は第3種農地であり、問題はありません。

第1調査部会としては、関係各課からも特に支障となる意見もなく、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の88ページの地図をお願いします。別冊資料の34ページと35ページもお願いします。

現地は排水が悪く、遊休農地となっております。排水不良の解消のための農地改良行為でございます。農地区分は農用地区内の農地ですが、改良工事に伴う一時的な転用行為のため不許可の例外に該当し、問題はありません。

ただ、第1調査部会の現地調査の際に、排水計画を含めた計画図面が不備であることや、造成後の作付計画が10アールであったため、書類が整うまで継続審議であると判断しています。このため、調査部会以後の追加資料がありましたら、事務局より補足説明をお願いします。

議 長

事務局。

事務局

すみません、今部会長のほうがおっしゃったように、当日は書類不備がございました。ただ、調査部会以後、議案書の90ページとか91ページ、93ページの図面が提出されております。こちら図面が精査された状況で出てきておるといってございます。

雨水につきましては、勾配を設けまして、申請地の東側の素掘り水路、60センチほどあるんですけども、こちらのほうに排水をする計画というところでございます。

なお、こちら断面につきましては、のり面が両方とも下がった形で造るとですけれども、93ページの断面でB-B断面に記載しておるとおり、のりの上に築堤を設けまして、西側へは雨水が流れ込まないような計画でございます。こちら図面等はフラットになっておりますが、排水としましては西側が高くて東側にゆっくりとした勾配をつける計画でございます。

以上、調査部会るときにはこういう計画図が出ていない、排水の方向が分からない、それと、作付計画が当初10アールと出ておりましたので確認しますと、造成後の農地面積が25アールで、その分の作付計画が出ている状況でございます。

以上、昨日出てきましたもので、議案書のほうも継続審議という表記となっておりますが、議案書に掲載している図面等により改めて御審議をいただきたいという内容でございます。追加資料の補足については以上でございます。

議長

それでは、次の5番からお願いします。

調査部会長

受付番号5番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の94ページの地図をお願いします。別冊の36ページと37ページもお願いします。

申請人は5人家族で、今回、現在の住宅が手狭となり、また、趣味の広場や子供の遊び場、来客用の駐車場を確保するため、広めの申請面積となっております。農地区分は第1種農地であります。集落に接続して建築される住宅で、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第1調査部会としては、関係各課からも特に支障となる意見は出ておりませんが、敷地面積や周囲の水路への影響などを検討いたしました。最終的には面積の必要性を覆す根拠や、既存の水路から離れた位置からの造成計画で水路の破損はないと判断し、許可相当はやむを得ないと考えています。

次に、6番と7番は同一です。6番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

7番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の101ページの地図をお願いします。別冊の38ページと40ページもお願いします。

昨年11月の農振促進協議会を経て、今年の5月25日に農振除外の告示がなされています。農振区分は第1種農地であります。集落に接続して設置される居住者の業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当し、問題はありません。

調査部会としては、関係各課からの特に支障となる意見もなく、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号8。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果の報告をします。議案書の106ページの地図をお願いします。別冊説明資料の41ページと42ページもお願いします。

今回、申請人の来客用駐車場として計画しています。農地区分は第2種農地であり、ほかに代替地もないことから問題はありません。

第1調査部会としては、関係各課からも特に支障となる意見もなく、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号9番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の111ページの地図をお願いします。別冊現地説明資料の43ページと44ページもお願いします。

今回、今年の6月24日に農用地から農業用施設用地への変更告示がなされた一部の土地に農業用倉庫、残りの農地の改良工事の申請となっています。農地区分は農用地区域内の農用地であります。農振の整備計画に規定された用途への転用であり、農地区分においても一時的な転用行為であるため不許可の例外に該当し、問題はありません。

第1調査部会としては、関係各課からも特に支障となる意見もなく、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しています。

以上、報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

また、番号4番につきましては、調査部会ではまだ全部書類が来ていないということで継続審議でやっておりましたが、全部書類が来たということで許可相当ではないかという判断です。

農業委員

5番について質問いたします。

地目が田のところを自己用住宅を建てるということで、面積が大きいですが、これは全部住宅用敷地ということになるんですか。

議長

事務局。

事務局

申請地は現況としては3段に分かれておるんですけども、今回、一番南と申しますか、こちらを盆栽の趣味的スペースというところで計画、残りの分については自己住宅と来客用駐車場とかというところで、この配置計画での許可申請となっておりますのでございます。

こちら、どこまで必要最小限かというところがポイントになってくるかと思うんですが、県のほうにも聞いてみたんですけども、必要であれば退けられないかなという回答でございました。97ページのほうが配置計画でございます。以上でございます。

農業委員

普通住宅を建てる時は500平米未満というところが基準じゃないかと思うんですけど、こういうふうな事情があれば、それも許されるということなんでしょうか。

事務局

かなり前と申しますか、以前は一般住宅も500平米以内、農家住宅は1,000平米までというような規定も農地法上あったようでございます。ただ、今500平米という部分については、そもそも都市計画法の開発許可と申しますか、そこに該当してくる分家住宅であったり、集落の住宅については上限が500平米という市街化調整区域内の制限ですが、都市計画法上の制限が現在もございます。

この二丈地域につきましては線引き都市計画がされておらず、都市計画法の制限は極力受けないところでございます。農地法上では必要最小限の面積というところで、御審議いただく内容でして、こういう計画が必要、過大な部分かどうかというところが判断基準になってくるだろうと。この土地利用計画が広過ぎると判断するのかと。必要であれば認める、必要でなければ認めないというところがご審議いただく事項ではないかと考えております。

農業委員

分かりました。

議長

ちょっと広いんですけども、盆栽なり来客が多いということで、この面積という、全部使いたいというふうな申請が上がっております。

ほかに何か意見、質問ありましたら。

農業委員

お尋ねしたいんですけども、1番の地目が山林になっていますね、そ



して現況が畑ということでしょうけど、それと関連して、分家住宅の関係ですね。山林地目であるのに家を建てられるのかということになりますので、ここをちょっとお尋ねしたい。

議 長 事務局。

事務局 調査部会等でも現地を見に行っただけですけど、農地法自体が現況主義というのが基本でございまして、現況が農地として活用されておれば農地法の適用を受ける土地だという判断にはなってきます。今回、作物も植えてあった状況でございまして、台帳地目上は山林でございまして、農地法の適用を受ける土地でありますので申請が上がっておるというのが1つと、前原地区と志摩地区につきましては線引き都市計画がされておまして、申請地は市街化調整区域であり、都市計画法で建築物が制限されておるところにはなるんですけども、都市計画法で規定する開発許可に該当するものであれば建築は可能であるという決め方をしております。建築できる要件として分家住宅であるとか、従前の既存の集落内に建てる住宅であるとかという取り決めが30項目ぐらいあるようです。譲渡人、受人の関係が分家住宅に該当するということで都市計画課も開発許可を取ればいいですよという内容で意見が出ておりますので、今回の申請が都市計画法上も可能な行為であり、農地法上も集落に接続した農地であるから許可見込みがあり、相当ということで調査部会の意見が出ているところでございます。以上です。

議 長 ほかに何かありましたら。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら、5条につきまして審査表の説明をお願いいたします。事務局。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、57ページ、58ページに記載しております一般基準というものと、66ページ以降に記載している立地基準によって判断していくわけでございますけれども、一般基準につきましては「適当である」とか、「該当ない」とか、「作付計画等により適当」というところで一般基準につきましては特に問題ない内容でございます。

次に、66ページ以降の立地基準でございますが、申請の1番につきましては集落に接続して設けられる住宅ということで第1種農地での不許可の例外で許可見込みがあるところでございます。

2番につきましては、こちら駅から300メートル以内というところで第3種農地に該当し、原則転用が可能なところであるというところです。

3番の分につきましても、こちら高速道路への出入口から300メートル以内という位置にありますので、こちら第3種農地、立地基準上は許可できる場所となっております。

4番につきましては、農用区域内の農地でございますが、こちら一時的な転用行為、転用後は農地になるというところですので、不許可の例外規定に該当して問題がないというところです。

5番、こちらにつきましては、農地自体第1種農地ということでございますが、周辺に集落がありますので、こちらに接続して設ける住宅ということになれば不許可の例外で該当してくるので、基準上はクリアするものでございます。

次の6番でございますが、こちらの6番、7番一緒に説明させていただきますが、こちら農地が10ヘクタール以上広がる第1種農地ということでございますが、こちら居住者の業務上必要な施設という位置づけの場合、不許可の例外に該当してくるということで立地基準はクリアするものでございます。

8番でございますが、こちら周囲が宅地等で囲まれておりまして、5ヘクタール未満、その他の第2種農地という位置づけでございます。こちらにつきましても、代替地がない場合は転用が可能なところという位置づけでございます。

9番でございますけれども、こちら調査部会長からありましたとおり、一部が今年6月に農業用施設の用途変更がなされておりまして、残りが農振農用地でございますが、農業用施設につきましては農振の整備計画における用途指定のとおり転用行為ということで、倉庫部分についても不許可の例外に該当しますし、農用地部分についても一時的な転用行為で、転用完了後は農地に戻るということでございましたので、こちらのほうも不許可の例外に該当して問題はないというところでございます。

一般基準、立地基準から判断しますと、この9件の申請につきましては許可相当であるものと言えるものでございます。以上でございます。

議長

ただいま説明がありました。

5条につきまして、ただいまより採決に入ります。

申請に対し、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

議 長

次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の116ページをお願いいたします。

議案第177号「農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」御審議をお願いいたします。こちらにつきましては利用権設定の内容でございます。

事務局のほうから説明いたします。

農業振興課

よろしく申し上げます。

糸島市農用地利用集積計画について御説明いたします。

今回提案いたします農用地利用集積計画ですが、先週お送りさせていただきました一覧表の番号1から410、今までに申出があった相対の利用権設定となっております。

議案書の118ページを御覧ください。

筆別で申し上げますと、今回の利用権設定面積は約132.9ヘクタール、773筆となります。

各個別の設定内容につきましては、先週お送りさせていただきました一覧表に記載しております。

今回の計画が決定された場合、議案書の118ページの下段、枠内に記載してありますとおり、農林水産省耕地面積統計による市内の耕地面積における認定農業者の耕作率は46.5%となります。また、2015年農業センサスの経営耕地面積における認定農業者の耕作率は57.0%となります。

以上、農用地利用集積計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものです。以上、よろしくをお願いいたします。

議 長

この中に新規就農者がおられまして、この面談をしております。調査部会のほうより報告をお願いいたします。

調査部会長

この中の73ページの178番に載っております。また、議案書の128ページに資料をつけておりますので御覧ください。

この方は現在34歳で、糸島市に住んでおります。現在、自宅の横に畑を所有しており、5歳と3歳の子供たちの食育も兼ね、農業に取り組みたいとのことでした。営農としてはお米と季節の野菜を作る計画で、近所の方から農機具の借用を含め、農業を教わりながらやっていきたいとのことでした。本人は仕事をしながら農業を行い、従事者として配偶者や農業経

験のある母親と3人で営農を計画してあります。また、米については近所の方が稲刈りや乾燥の一部を、作業を行うそうです。

第1調査部会としましては、借地であることや、収入の面では心配がないことから、農地を荒らさずにしっかりやっってくださいと声をかけております。

続きまして、別冊の128ページの401番、議案書の134ページから資料をつけております。

この方は現在46歳で、住所は北九州市、実際は糸島に借家をしておりますが、個人で営んでいる太陽光発電施設の管理の関係で、住民票は動かせませんと言っていました。就農の動機としては、以前、農業指導に関わる研究機関に所属しており、農業に従事したいという希望と、障害を持つ娘さんと一緒に仕事ができる農業に取り組みたいということでした。営農としては菌床のキクラゲを計画しており、今後ハウスの建築や乾燥ハウスを建築する計画で、建築に係る資金、営農に係る資金を聞き取りますと、仮に融資の審査が終わり、借入れのめどがたっているとのことでした。ハウス栽培においては、販売先である事業所の研修を受けておられており、一定の収穫量は見込まれるものかと思えます。

第1調査部会としては、ほかの個人事業の収入もあり、今後ハウスの増築計画がありますので、何とか成功していただきたいと声をかけております。以上、報告を終わります。

議長

ただいま説明がありました新規就農の2名であります。

それでは、ほかの経営基盤の利用権設定につきまして、何か質問や意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決に移ります。

ただいまの申請に対し、原案のとおり利用集積計画に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

議長

次の議事に入ります。事務局。

事務局	<p>議案書の119ページをお願いいたします。</p> <p>議案第178号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」御審議をお願いいたします。所有権移転の内容でございます。</p> <p>それでは、説明申し上げます。</p> <p>受付番号1番。</p> <p><b>【議案書に基づき読み上げて説明】</b></p> <p>続きまして、2番。</p> <p><b>【議案書に基づき読み上げて説明】</b></p> <p>以上2件でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま説明がありました。この件につきまして、何か質問、意見ありましたらお願いいたします。ありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>なかったら採決に移ります。</p> <p>この集積計画に同意される方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員です。</p>
議長	<p>それでは、次の議事に入ります。事務局。</p>
事務局	<p>議案書の122ページをお願いいたします。</p> <p>議案第179号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」御審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>これにつきましても、調査部会のほうより審議しております。よろしくお願いいたします。</p>
調査部会長	<p>議案第179号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」報告し</p>

ます。

番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議案書の123ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の45ページと46ページをお願いします。

現地は周囲の農地とは段差があり、住宅地と隣接した土地で、半分程度が作物の作付がなく、遊休農地となっていました。農地は川沿いがあり、道路から出入りは可能ですが、農地の所有者は大阪府に住んであり、隣接する住宅は売却済みでございます。

第1調査部会では、遊休農地の状態であり、また住宅の所有者が耕作することが困難になることから、指定相当と判断しています。以上報告します。

議 長

ただいま住宅に附属する指定の申請ということで説明がありました。何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

事務局、審査表の説明をお願いいたします。

事務局

住宅に附属する農地指定申請につきましては、121ページに記載しておる審査表に基づいて御判断いただきます。

(1)番ですが、こちら住宅のほうは既に所有権は移転になっておりますが、移転前の住宅の所有者、農地の所有者が同一でありましたので、こちらは適合しておると。

(2)番につきましては、こういう権利設定がございませんので「適当」というところです。

同じく3番につきましても設定がありませんので「適当」だと。

原則として住宅の所在地と同一の大字内ということで、隣同士でございますので、当然該当してくると。

(5)番、原則として20アール以内の農地であるということで、ぎりぎりではございますが、この基準のほうも適合しております。

農地の全部、または一部が遊休地であるということにつきましては、調査部会の報告によりまして「適当」というところでございます。

(7)番、住宅に権利移動に伴い、権利移動されることが適当である農地であるかどうかという部分についても適合するものかと思いますが、こちらの7つの項目で御審議いただきます。よろしく願いいたします。

議 長

それでは、採決に移ります。  
この住宅に附属する農地指定に相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に移ります。事務局。

事務局

議案書の125ページをお願いいたします。  
議案第180号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の買入れ協議に係る要請について」御審議をお願いいたします。  
内容につきましては説明させていただきます。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

買入れ協議につきましては、売り渡し希望がある優良な農地は認定農業者に集積したほうが効率よく活用できると判断できる場合に、糸島市長に対し所有者と推進機構とで協議し、買受人を探すよう要請を行うものです。先ほどの議案の178号と同じように、推進機構の特例事業を適用した、所有権移転という部分になってくるものでございます。178号の所有権移転でございますと、所有権の移転をする方につきましては800万の税額の特別控除があります。買入れ協議の要請を行うことにより、最終的には推進機構が税務署との協議し、認められれば1,500万円までの譲渡取得の特別控除が受けられるものでございます。

今回、面積が大きいという部分がございます、買い手が見つからない状況です。今回、この2筆について、所有者と機構で協議し進めなさいという通知を糸島市長にさせていただきたい、ということをや要請してよいものか、議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局が説明しました法に基づく買入れの協議に関することだということを出しております。

これに対しまして、皆様から質問、意見ありましたらお願いいたします。ありませんか。

- 農業委員 今回のような議案というのは初めてなんですか、糸島市長に対して。
- 議 長 事務局。
- 事務局 29年の12月総会で一度諮っておる案件で、めったにない珍しい案件でございます。制度的にこういう買入れ要請を行うと、所有者と推進機構が地元農業委員さんへの相談などを行い、買入れ者を探しますし、また推進機構と税務署との協議も進んでいくという内容でございます。
- 農業委員 この制度を、これ税金控除のためが大部分なんですか。
- 議 長 やっぱりどうしても800万以上の金額になるときがあります。そういったときにこういった制度を使って、市長の許可を得て機構が1,500万までいいですよというような方法があるということは皆さん御承知ください。
- 事務局 今、議長のほうがおっしゃったように、あくまでも制度的といいますか、手続上必要な要請になってくるところでございます。また、買入れ協議をするにあたっては、認定農業者が買受人にならなければなりません。現時点では買受者との協議が整わないという状況でございますので、認定農業者への買入れも進めていく案件でございます。まずは市長に対して要請しないと推進機構のほうも所有者や税務署との協議を行えない状況でございますので、要請してみてもと考えているものでございます。
- 農業委員 だけど、この法律を知っておかんと、やっぱり駄目だなと思っておりますので、こういう制度を一般的に農地の所有者がどこまで知っているかなというのがちょっと、周知はしていないんでしょうけど、何かこういう制度を知っていた人は税控除を結構受けられるんだなと思えました。ありがとうございました。
- 事務局 農業委員会に、推進機構の売買のパンフレットを置いてまして、周知という形にはしていますが、なかなか該当することは少ないのかなと思います。
- 議 長 ほかに何か質問、意見ありましたら。
- (質問、意見なし)
- 議 長 なかったら採決に移ります。



所有者と機構で協議する旨に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。  
全ての議事が終了しました。

議長

その他のほうに移ります。事務局。

事務局

御審議ありがとうございました。

127ページからですが、これはちょっと3条申請でも触れました3条許可の取消し分が上がっておりますので、報告をさせてもらっております。

128ページから142ページにつきましては、営農面談の資料ということで掲載しております。

143ページにつきましては、農地対策委員会B班というところでご報告をお願いしたいかと思っております。

議長

それでは、農地対策B班の報告をお願いいたします。

農業委員

農地対策委員会B班で現地調査を行いまして、以前からの件でずっと耕作の実態を見て回りまして、問題はほとんどありませんでしたが、何件かありましたので、そのところだけをちょっと報告したいと思います。

1番目のイチゴの苗の営農計画で確認するというところで行きましたところ、イチゴの苗がまだ棚のほうに残っておりまして、大体誰が借りてあるのかというのは分かっていたので、そこにどうされるのかというのを確認してもらおうようにしております。

続きまして、32、33番は工場の南側になりますが、そこにまだ苗、庭木の植栽といいますか、木が残っておりまして、その撤去をするようにお願いをしております。

34番ですが、これは法人の方がハウスを利用してキクラゲ、シイタケを菌床でやるということで現地を見まして、まだ試作段階といいますか、準備している段階ではありましたが、キクラゲとかシイタケは一部見られましたので報告いたします。以上です。

議長

続きまして、農政対策の報告をお願いいたします。

農業委員

10月22日に農政対策委員会を行いました。

認定農業者との意見交換会は、新型コロナウイルスの感染が懸念されるんやなかろうかということで、今年は中止にしております。

次に、2番の令和3年度の視察研修につきましては、2つの場所に決めています。

それから、3番目ですが、委員も3年目に入りますので今度から推進委員さんに農地のあっせんを主体として進めていただきたいということで、次回の農地利用最適化推進会議で説明を行います。そして、このあっせんについての事業の進め方についての研修を行うようにしております。

それから、農業者年金加入につきましては、推進委員の中の若手の方にはできるだけ推進をとるように思っております。そして目標といたしましては、各校区当たり2名を推進いただきたいと願っております。

5番の次回の農地利用最適化推進会議の内容としましては、地区ごとのマッチング、それから農地あっせんについて、それから農業者年金の加入についてをやっていきたいと思っております。以上です。

議長

それでは、事務局。

事務局

147ページにつきましては、10月に農業経営改善計画の認定を行った方の一覧をつけておりますので、後で御一読いただきたいと思います。

最後のページは長くなりますので、議案書の1ページに戻っていただきまして、(6)の今後の予定について行います。

#### 【資料に基づき報告】

今後の予定につきましては以上でございます。議長。

議長

はい。

事務局

すみません、(7)のその他になりますが、議案書の一番最後、148ページをお願いいたします。

こちら、今日冒頭で会長のほうからもありましたとおり、土地区画整理事業に関する意見聴取につきまして、延期になりましたという内容の御説明をさせていただきます。

こちら、意見聴取ということで11月4日に委員さん全員の調査をいただきましたところではありますけれども、こちら土地区画整理法の第136条の意見聴取というところで、本当は今月総会にかける予定だったんですけども、こちらの表の上段の改正前と、真ん中の改正、下段に現在の取扱いをフローチャートにしておりますが、一番上の改正前の県のスケジ

ユールで進んでいました。平成27年度に土地区画整理法の法改正がありまして、農業委員会は、意見を述べようとするときは、都道府県機構の意見を聞かなければならないというのが追加となっております。都道府県機構というのは、上部機関であります福岡県農業会議のことです。制度改正前のスケジュールで11月に諮ろうとしておりました。この上の段の表ですね、組合から市農業委員会に意見照会、回答というところと、③の認可申請というところで、これは法改正前がこういう状況で、こちら土地区画整理組合の準備段階のときに、組合設立に対しての意見を農業委員会に照会をかけて、それを農業委員会が回答する、その回答を持って組合設立の認可及び事業の認可申請を県に上げると。県の都市計画課がその認可申請を受けると、県の農業会議に意見照会して回答という流れで法改正前はやっておったという状況です。

糸島市のほうも、23年ですかね、前原東土地区画整理組合のときにはこういう流れで、まずは準備組合のほうから意見照会があり、準備組合には設立に当たって農地の取扱いについて回答し、その回答をもって県への事業認可申請という流れでした。今回もこの流れで進めておったんですけども、法改正の部分と、農業会議のほうからもこの進め方がおかしいという部分が出まして、こちらの下段ですかね、県都市計画課へ確認したところ、組合設立前の意見聴取につきましては土地区画整理法に規定していない任意的な内容なので、今後行わないということでした。先週6日に決定されたところでございます。

今後は、県の都市計画課から意見照会を受けると、農業委員会総会で意見を決定し、その内容について県の農業会議に意見照会、いわゆる県の常設審議委員会に意見を求めて回答が出たものを県に回答するという流れになります。

事務局の確認不足ではありますが、この件に関しましては、市の都市計画課とか、準備組合の会長が大変申し訳ないという意向をおっしゃってありまして、ちょっとおわびというところもありましたが、局長、会長とも相談しまして、今回この場にお呼びしていない状況ではございます。

最終的には、12月7日が県に上がる予定でございますので、1月総会になるのかなと思います。ただ11月末に地区計画も告示される予定ですので、同じ日に認可申請をした場合、12月総会もあり得るところでございます。今回はこういう法改正の下で農業委員会の意見聴取の時期が遅れますが、現地調査のほうは行っていただいておりますので改めていただく必要はないと考えております。法的に定められた内容で今後申請を受け、議案に上げていきたいと考えております。

長くなりましたが、今回11月総会に上げなかった理由でございます。ちょっと拙い説明で申し訳ありません。以上となります。

議 長

以上、報告が終わりました。  
今説明がありましたけど、よろしいですかね。

農業委員

この前見に行ったやないね。あれは必要じゃなかったということ。

事務局

いえいえ、総会に諮るときには現地を見ておかなければなりません。審議するときには意見を返さないといけません。なので、やっぱり現地を見ておかんと意見がつくれんということでの考え方だったので、現地は見ておって大正解だと思います。その調査を基に、今後12月もしくは1月総会のときに意見書を作成していきたいと考えておりますので、無駄ではございません。

議 長

ほかに何かありませんかね。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、これで終わりにしたいと思います。

事務局

閉会の挨拶を平野副会長よりお願いいたします。

副会長

非常に案件の多い中、慎重に審議していただきましてありがとうございました。

これをもちまして、第21回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

令和2年11月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

16番 東 司 時 隆

19番 井 上 孝 治